

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく千葉 | 児童相談支援事業所 Guardian 運営規程
(障害児相談支援・特定相談支援・一般相談支援)**

(目的)

第1条 一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord が設置する「千葉 | 児童相談支援事業所 Guardian(以下「事業所」という。)」において実施する、障害児相談支援、特定相談支援及び一般相談支援(以下「相談支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、利用者及びその保護者(以下「利用者等」という。)に対し、適切な相談支援を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 「一般相談支援」とは、障害者総合支援法に基づく地域移行支援及び地域定着支援をいう。
2 「特定相談支援」とは、計画相談支援(サービス等利用計画の作成・モニタリング等)をいう。
3 「障害児相談支援」とは、児童福祉法に基づく障害児支援利用計画の作成・モニタリング等をいう。
4 本規程において「相談支援事業等」とは、前各号の総称をいう。

(運営の方針)

第3条 当事業は利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立っておこなう。
2 利用者が自立した日常・社会生活を営めるよう配慮し、心身の状況及び環境等に応じて適切な保健・医療・福祉・就労・共育等のサービスが総合的・効率的に提供されるよう調整する。
3 公正中立を徹底し、特定の事業者・サービスに不当に偏らない。
4 市区町村、関係機関との連携を図り地域資源の改善・開発に努める。
5 自己点検・自己評価を実施し、継続的な改善を図る。
6 関係法令・告示・通知等を遵守して事業を実施する。

(職員の職種・員数・職務)

第4条 管理者(1人): 従業者及び業務を一元管理し、法令遵守及び品質管理を統括する。
2 相談支援専門員(1人以上):
(1) 計画相談支援(障害児・特定)における相談、アセスメント、サービス等利用計画の作成、モニタリング、サービス担当者会議の運営等をおこなう。
(2) 一般相談支援(地域移行・地域定着)におけるアセスメント、計画の作成、地域移行に向けた調整・同行、定着期の常時連絡体制下での緊急相談対応、必要に応じた訪問等をおこなう。
(3) 必要に応じて事務職員、非常災害・感染症対応従事者等を置くことができる。

(事業所の名称・所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称: 千葉 | 児童相談支援事業所 Guardian
(2) 所在地: 千葉県千葉市

(営業日・営業時間・連絡体制)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日までとする。
ただし、GW(5/3～5/5)、お盆(8/13～8/16)、年末年始(12/28～1/3)を除く。
- (2) 営業時間：平日 9:00～21:00、土祝祭日・休校日 9:00～21:00
(フレキシブル休憩制/業務状況連動型休憩取得)とする。
- (3) 相談支援のサービス提供日：月曜日～土曜日とする。
- (4) 相談支援のサービス提供時間：平日は原則として、①9:00～14:00、②(注)14:00～18:00、③18:00～21:00 となり、土・祝祭日及び休校日は原則として、①(注)10:00～16:00、②16:00～21:00 とする。ただし、上記(注)の時間帯は、相談支援事業と併設する地域生活支援事業の状況等により、受け付けることができない場合がある。
- (5) 上記の営業日・サービス提供時間のほか、予約フォーム等の電磁的方法による問い合わせは 24 時間受け付けており、電話・チャット等により常時連絡及び非常・緊急時対応が可能な柔軟体制とする。

(相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う相談支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 特定相談支援（計画相談支援）・障害児相談支援
 - (1) 日常生活全般に関する相談・助言
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) サービス等利用計画（障害児支援利用計画を含む）の作成及び評価
 - (4) 訪問等による継続的なモニタリング
 - (5) 上記に附帯する必要な便宜
- 2 一般相談支援（地域移行支援）
 - (1) 長期入院等から地域生活への移行、又は家族同居から自立生活への移行に向けた計画の策定
 - (2) 居住の場の確保・体験外泊・体験入居等の調整、関係機関との協働（医療、入所施設、地域包括、居住支援法人等）
 - (3) 通院・服薬、金銭管理、対人関係、危機対応等の生活スキル獲得支援
 - (4) 当該移行計画に基づく同行・調整・会議運営等
- 3 一般相談支援（地域定着支援）
 - (1) 単身等で支援が乏しい状況にある者に対する常時の連絡体制の確保
 - (2) 障害特性に起因する緊急事態等に対する 24 時間の相談・必要な支援（電話・チャット等）
 - (3) 危機回避・再発予防に関する個別計画の作成、関係機関連携（警察・消防・医療・自治体等）
 - (4) 移行支援から定着支援への円滑な移行及びモニタリング

(利用者負担・費用の取扱い)

第8条 相談支援に係る費用は、法令・告示に定める基準に従い算定する。

- 2 法定代理受領の対象とならない形態の場合、費用は厚生労働省等が定める額の支払いを受ける。
- 3 通常の事業実施地域外での訪問に要した交通費等は、事前説明・同意の上で実費又は規程額を徴収する（自家用車使用時の上限額、高速料金等の実費負担を含む）。
 - (1) 地域外訪問の基本額：通常の事業実施地域から片道 10 キロメートル未満 300 円
 - (2) 地域外訪問の基本額：通常の事業実施地域から片道 10 キロメートル以上 1,000 円（上限）※距離は Google マップ等により算出し、事前にご説明・同意を得た上で請求いたします。
- 4 領収証の交付、算定根拠の説明等の情報提供を適切におこなう。

(通常の事業実施地域)

第9条 千葉市の全域とする。

(提供対象者の範囲)

第10条 相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 発達障害・精神障害・知的障害のある児者。
- (2) 児童については、児童福祉法上の障害児を対象とする。

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止委員会の定期開催と周知徹底。
- (2) 従業者への虐待防止研修の定期実施。
- (3) 成年後見制度の利用支援。
- (4) 苦情解決体制の整備。
- (5) 前各号を適切に実施する担当者の配置。

(苦情解決)

第12条 相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した相談支援に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の3第1項に基づき市町村が行う報告の提出、文書その他の物件の提供又は提示の命令、市町村職員からの質問、相談支援及び相談支援事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関する市町村の調査に協力し、さらに市町村から指導又は助言を受けた場合にはその内容に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した相談支援に関し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 提供した相談支援に関し、法第51条の27第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは相談支援及び相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 13 条 利用者等に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなう。

（衛生管理）

- 第 14 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画/BCP）

- 第 15 条 感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」/BCP という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなう。

（人材育成・体制整備・秘密保持）

- 第 16 条 従業員の資質向上のために研修機会を設け、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- （1）採用時研修（虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策、業務マニュアル等）を採用後 1 ヶ月以内に実施する。
- （2）継続研修（年 2 回以上）により支援技法、制度改正、事例検討等の研鑽を図る。
- （3）セクシュアルハラスメント等の防止方針を明確化し、就業環境の保全に必要な措置を講じる。
- （4）従業員は業務上知り得た個人情報を厳格に管理し、退職後も秘密を保持する。
- （5）サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、文書による同意を取得する。
- （6）職員・設備・備品・会計、並びに相談支援提供記録を整備し、提供日から 5 年間保存する。

（委託・協議会・連携）

- 第 17 条 市区町村が実施する障害者相談支援事業等の委託を受ける場合は、指定一般相談支援・指定特定相談支援の体制下で適切に遂行する。
- 2 自立支援協議会等への参画、地域包括支援センター、医療機関、学校、児童相談所、就労支援機関、警察・消防等との連携体制を整備する。

（その他、運営に関する重要事項）

- 第 18 条 本規程に定めのない事項は、一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord と事業所管理者の協議により定める。

（附 則）

この規程は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。